阿蘇広域行政事務組合では、阿蘇圏域の住民の方々の生命と財産を守り、生活環境の整備と豊かで住みよい地域社会を作るための仕事をしています。 本組合の詳しい事業内容は次のURLでも確認できます。

阿蘇広域行政事務組合 ☎ 24-5111 (URL)http://www.aso.ne.jp/~koiki/

阿蘇広域行政事務組合

平成 26 年度決算報告

平成27年第4回阿蘇広域行政事務組合議会定例会が 10月23日に開催され、平成26年度決算が承認されました。決算状況は、次のとおりです。

一般会計決算状況

歳入総額 47億3524.2_{万円}

歳入総額は 47 億 3524.2 万円となり、 前年度 33 億 6685.7 万円と比べて、13 億 6838.5 万円増となりました。

		111 1 1/2 00	
項目	金額	構成率	説明
分担金及び負担金	28億7218万円	60.7% ^{当組} れま	合の事業において構成市町村から支払わ す。 市町村別の金額は右図のとおりです。
使用料及び手数料	1億6179.8万円	3.4% ごみ 入で	処理手数料及び火葬施設使用料等の収 す。
国庫支出金	108.8 万円	0.0% 当組	合の事業に対して、国からの交付金です。
県支出金	2594.1 万円	0.6% 当組	合の事業に対して、県からの交付金です。
財産収入	12.9 万円	0.0% 基金	の利子です。
繰入金	6億2412.1万円	13.2% <mark>組合</mark> から	事業の財源として特別会計及び基金 繰り入れたお金です。
繰越金	6381.4 万円	1.3% 前年	度からの繰越金です。
諸収入	7287.1 万円	1.5% 預金	利子及び受託事業収入等からの収入です。
組合債	9億1330万円	19.3% 国や	金融機関から借り入れたお金です。
合計	47億3524.2万円	100%	

市町村負担金一覧表

市町村名	金額		
阿蘇市	12億9798.1万円		
南小国町	2億3080.4万円		
小国町	3億6352.3万円		
産山村	7420.4万円		
高森町	2億9632.1万円		
南阿蘇村	5億5587.3万円		
西原村	5347.4 万円		
숨 計	28億7218万円		

歳出総額 43 億 1895 万円

歳出総額は43億1895万円となり、前年度33億304.3万円と比べて、10億1590.7万円増となりました。消防費において「庁舎建設工事」及び「消防救急デジタル無線及び高機能消防指令センター整備事業」を実施したことが主な要因です。

項目	金額	構成率
議会費	1079万円	0.3% 構成市町村の議員で構成する組合議会の運営費です。
総務費	1億3941万円	3.2% 組合の総括的な事務費です。この中に介護認定審査会、障害支援区分認定審査会 の運営費も含まれています。
衛生費	13億9575.2万円	32.3% 生活に密接した事業費で、火葬施設及び一般廃棄物処理施設の運営費です。
消防費	21億2151.5万円	49.1% 消防、救急活動の費用です。
公債費	6億5148.3万円	15.1% 国や金融機関などから借り入れたお金の返済費用です。
合計	43 億 1895 万円	100%

特別会計決算状況

特別会	計名	特別養護老人ホーム 阿蘇みやま荘	養護老人ホーム 湯の里荘	阿蘇ふるさと 市町村圏	阿蘇圏域市町村 緊急通報システム事業	合計
歳入決	算額	3億1729.4万円	1億3879.6万円	6億4535.9万円	41.2 万円	11億186.1万円
歳出決	算額	3億618.8万円	1億3176.2万円	6億2069.6万円	22.6 万円	10億5887.2万円
差引	額	1110.6万円	703.4 万円	2466.3 万円	18.6 万円	4298.9 万円

第 25 回カルデラスーパーマラソン大会実績報告

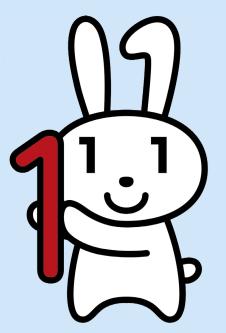
6月6日に行った第25回阿蘇カルデラスーパーマラソン大会のエントリー数などは右表のとおりです。事業費の大部分は参加料により賄われており、本大会における経済効果は1億2500万円に上ると算出されました。

エントリー数	1,844 名
出走者数	1,668 名
完走者数	1,291 名
完走率	77%

マイナンバーが記載された 通知カードは 届きましたか?

通知カードを転送不要の簡易書留郵便で世帯毎に送付していま す。お手元に届いていない場合、単身世帯でなければ、ご家族の誰か がお受け取りになっていることがありますのでご確認ください。

もし、届いていなければ、市役所市民課に返戻されますので、お手 数ですが来庁いただきお受け取りをお願いします。受け取り方法は 広報あそ11月号をご覧ください。



通知カードは大切に保管してください!

平成28年1月以降、市役所での各種手続きにおいて、12桁のマイナンバー(個人 番号)を必要とする申請などがあり、通知カードまたは個人番号カード*をお持ちいただ くこともありますが、普段は大切に取り扱い、無くさないよう保管してください。

また、個人番号は法律や条例に定めがあるもの(社会保障、税、災害対策の分野など)を 除き、書類に書き写したりして利用することは禁止されています。

*身分証明書として利用いただける個人番号カードは、希望される方が申請して交付さ れます。広報あそ10月号をご覧ください。

> マイナンバーに関連した詐欺が発生しています。 市役所などからマイナンバーに関することを電話で尋ねる ことはありませんので、絶対に教えないでください。



「マイナンバー総合フリーダイヤル 開設

0120-95-0178(無料)

- ●[通知カード|[個人番号カード|に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問合せ にお答えします。
- ●音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。
- ●既存のナビダイヤルも継続して設置しております。こちらの音声案内でもフリーダイヤルを 紹介しています。

[平日9:30~22:00 土日祝 9:30~17:30 (年末年始12月29日~1月3日を除く)]